大和市監査委員告示第１７号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第９項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２９日

大和市監査委員　　中　村　正　樹

大和市監査委員　　河 端 恵 美 子

１　監査等の種類　　地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

２　監 査 対 象　　大和市立小・中学校

３　監査対象期間　　令和７年４月～令和８年９月

４　監 査 年 月 日　　令和８年１０月２８日、２９日

５　監 査 の 方 法　　この監査は、大和市監査基準に従い、大和市立小・中学校［小学校３校（北大和、緑野、中央林間)、中学校１校（つきみ野)］において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

（１） 予算執行に関する事務
（２）人事給与に関する事務
（３）補助金等交付に関する事務
（４）物品出納保管に関する事務
（５）その他に関する事務

６　主 な 着 眼 点　　・予算執行が適正かつ効率的に行われているか

・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか

・前回の監査における指導事項が改善されているか

７　監 査 結 果　　財務に関する事務等の執行は、適正に執行されているものと認められた。